

第2回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会 議事録

平成16年2月27日(金)
佐久市研修センター大会議室
開始時刻 午前8:30
終了時刻 午前9:50

第2回合併協議会次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - (1) 協議事項
 - 合併協議項目の調整方針について
 - 基本的な協議事項について
 - ・合併の方式 ・新市の名称 ・事務所の位置
 - 新市建設計画策定方針について
 - 新市の財源推計について
 - (2) 報告事項
 - 平成15年度任意合併協議会歳入歳出決算の報告について
 - 市町村合併に伴う新市例規に関する法規審査委員会設置要領について
4. その他
5. 閉会

1. 開会

柳澤局長

おはようございます。これより、第2回合併協議会を開会いたします。

はじめに、皆様にご報告を申し上げます。

識見者委員として、選任されておりました浅科村の金箱委員さんの退任によりまして、新委員さんに浅科村から町田直様が選任されました。

協議に先立ちまして、協議会長より委員の委嘱を執り行います。よろしくお願いいたします。

<委嘱>

ありがとうございました。

協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席されておりますので、会議は成立をしております。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

三浦会長

本日は、早朝よりお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。

新しくご就任されました町田委員さんにおかれましては、市町村合併という非常に難しい協議の場で、ご苦勞をいただくわけですが、よろしくをお願いいたします。

さて、本日の合併協議会では、これから協議を行う上での指針となります「事務事業のすり合わせ調整方針」「新市建設計画策定方針」のほか、基本的な協議項目につきまして、ご協議をいただきます。

昨年12月22日に望月町さんが加わりまして4市町村による合併協議会が立ち上がったわけですが、合併特例法による残された期間はわずか1年余りであります。

県や国への申請等の期間を考慮しますと、今年の8月までを目途に、協議会におきまして、2,000項目を超える協議項目の調整と新しい市の建設計画を策定しなければなりません。

合併協議は、非常に難しいと常々申し上げておりますが、4市町村に暮らす全ての住民のため、これからの社会を支えていく子供たちのために、今を生きている私たちの責務として、真剣に取り組んでいかなければならないと考えています。

市町村を取り巻く社会情勢がますます厳しさを増している中で、4市町村が協力し、課題を克服して、平成17年3月末までに10万都市が誕生するよう合併協議を進めて参りたいと考えております。

本日は、ご協議をよろしくをお願いいたします。

最近、臼田町や望月町、浅科村の一部の方から平尾山のスキー場関係の負債について、新聞に出ていたが、佐久市がスキー場の建設費を肩代わりしなければならないのかと心配される声が聞かれます。

また、望月町の一部の人たちから佐久市と合併すれば川西赤十字病院がなくなるのではないかと、望月町にゴミをみんな持ち込まれて、望月町がゴミ捨て場になってしまうのではないかとというような声もあるということなので、少し、私からご説明申し上げたいと思います。

まず、平尾山のスキー場の関係ですが、平尾山開発株式会社(三セク)への市の出資は15%。金額にいたしますと、4,500万円です。それから、三セクに対する債務保証・損失補償等は一切していませんのでご承知おきください。三セクの負債は、あくまで別法人である「平尾山開発株式会社」の負債です。この三セクの債務・損失補償は、筆頭株主である榎山工業株がしています。他の出資者も、佐久浅間農協、82銀行、市の振興公社も、債務損失について一切保証はしていません。なお、平成14年度決済において債務超過が8億4,700万となっていました。平成14年度も4,400万円の

単年度黒字であり、平成15年度も黒字が見込まれていると伺っております。したがって、債務超過額の8億円あまりについては、逐次圧縮が進んでいくものと考えています。また、長期借入金は、79億円あまりですが、これは固定資産・繰延資産にあたるものであり、長期的な経営見通しの中で、償還されるものです。市町村も国などから借金をして仕事をしているわけですので、同じ姿でございます。

いずれにしても、現下の経済情勢は大変厳しく、スキー場については、特に県内のスキー場の入り込み客は、著しい減少が見込まれています。しかし、幸いパラダ・スキー場は、ハイウェイオアシスの機能等、また営業努力により、平成15年度の入り込み客が増えています。また、冬のスキー客だけでなく、平成15年度は昆虫展の開催などによりグリーンシーズンの入り込み客も着実に増えております。

また、パーキングエリアのハイウェイショップの堅調な売上と合わせ、三セクの営業は全体として、単年度黒字基調でございます。

年間約40万人の観光客の入り込みのパラダであり、市の経済・雇用に及ぼす影響も非常に大きいので、更なる経営の安定を期待しているところでございます。

なお、現在の株式の保有状況は、佐久市が15%、佐久振興公社が9%であり、市と公社合わせても1/4未満であります。また、振興公社の株式につきましても、公益法人の株式保有の制限のため、県の指導により、今後、順次売却していく予定です。

次に、川西赤十字病院についてでございますが、現在、合併協議をしている4市町村の中には、浅間総合病院や佐久総合病院、そして、川西赤十字病院がありますが、それぞれ医療圏を持ち、地域医療の中核をなしています。今後、高齢化がますます進むことがハッキリしている中で、地域医療を担う病院を無くすことはありえません。いろんな噂が出るものでありまして、なくすなんて、私自身も答えておりません。

ゴミ処理についてですが、おそらく埋立ゴミのことについて、心配されていると思われます。佐久市は平成14年度に14万8千立方メートルの埋め立て可能な最終処分場を完成させると共に、併設の日処理能力50立方メートルの浸出液処理施設と、日量4.5トンの圧縮梱包能力を有する前処理施設を整備しました。ご覧いただきたいと思いますが、これにより、住民のゴミ処理を行なっておりまして、佐久市から出るゴミを他の市町村へ持ち出すということは考えておりません。過日、施設見学をされた望月町の皆さんも、この処理場を見学されまして、御納得いただいているところでございます。論より証拠でございます。まず、一度ご覧いただければ安心されることと思います。軟質プラスチックについて、燃やしたらどうかという意見もあるようですが、ダイオキシンで、大変な騒ぎになりますので、きちんと、ダイオキシンの出ないように処理をしているわけです。誤解があるようでしたので、御報告をさせていただきます。

5. 議 題

(1) 協議事項

三浦会長

それでは、しばらくの間、司会進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに皆様にご報告を申し上げます。今日、取材をしておりますマスコミ各社から、協議会の写真撮

影につきまして、事前に申し入れがございましたので、許可してございます。

それでは、議事を進めてまいります。

次第に従いまして、次第の3(1)協議事項の 合併協議項目の調整方針等について御諮りを申し上げます

柳澤局長

それでは、資料1-1をご覧頂きたいと思います。合併協議項目一覧(案)でございます。1ページをお願いいたします。これから、合併協議会におきましてご協議いただく項目の一覧でございます。基本的には、法定協議会におきましてご協議いただく項目は、今までの任意合併協議会においてご協議いただきました項目と同じでございます。この中で、一部、任意合併協議会でご確認を頂いた項目もございますが、新たに望月町が、法定協議会から加わったこともありまして、再度、ご協議を頂き確認を頂くものでございます。

協議項目は大きく3つに分かれてございます。1つとして、基本的な協議項目。1番の合併の方式から、6番の新市議会議員定数でございます。

二つ目として、合併特例法に定められた項目と協議項目。7番の議会議員の任期及び定数の取り扱いから、12番の、新市建設計画の6項目でございます。3つ目として、その他の協議項目でございますが、13番の、特別職の身分の取り扱いから28番の各種事務事業の取り扱いの16項目でございます。なお、28番の各種事務事業の取り扱いにつきましては、8つの分野に分けまして、それぞれ専門部会を設立いたしまして、すり合わせ協議を行なって参ります。

資料1-2をご覧頂きたいと思います。合併協議項目の調整方針案でございますが、それにつきましては、前段でお示しいたしました項目を協議するにあたっての調整方針案を示したものでございます。協議項目全てにつきましての調整方針案、基本6原則と、各種事務事業のすり合わせにあたっての調整方針に分けてございます。1ページをお願いいたします。今後、4市町村が、すり合わせ協議を行なっていく上で、基本的な6原則を定めてございます。1といたしまして、一体性確保の原則。2といたしまして住民福祉向上の原則。3といたしまして負担公平の原則。4といたしまして健全な財政運営の原則。5といたしまして行政改革推進の原則。6といたしまして適正規模基準の原則でございます。

2ページをお願いします。すり合わせ協議の視点と、基本的な区分でございます。基本的な区分につきましては、すり合わせ協議にあたりまして、全ての事務事業について3つに分類いたします。1といたしまして、現行のまま継続させるもの。2として一元化するもの。これは、それぞれ市町村が同じ事業を行っておりますけれども、サービスや負担の水準に差があるものでございまして、行政サービスの方法、負担の水準を協議し一元化いたします。3として、廃止の方向で調整するものでございます。

3ページをお願いいたします。すり合わせ協議の実施の時期でございますけれども、これも3つに分類いたします。1として、合併前にそれぞれの市町村で調整しながら実施できるもの。2として、合併時、統一して実施するもの。3として、合併時に、統一して実施する必要のないもの。この3つに分けます。3の図につきましては、これらを表にしたものでございます。

4ページをお願いいたします。合併協議項目のすり合わせの流れを示したものでございます。まず、

1 番目として行財政の現況調査を事務局で行なっております。その次に2 番目として、事務事業の現況把握。これは、それぞれの分科会で調整案の検討・原案の作成を致します。3 番の調整案の作成。これは専門部会で行ないます。4 番へ行きますと、協議会への提案調書の調製を行ないます。これは、幹事会で行ないます。その幹事会で調製されたものを、合併協議会にて協議をお願いするものでございます。それぞれ、そこで、調整・整理されたものが、最終的に確認されたものとして、合併協議会の確認事項となるわけです。一番下の留意点ですが、すり合わせ調整案の合併協議会への提案にあたっては、基本的に、予め提案事項を示し、次回以降の合併協議会におきまして、協議承認をしていただくものでございます。5 ページは、これを図式化したものでございます。

6 ページをお願いいたします。それぞれのすり合わせ協議事項にあたって具体的な調整方針を定めたものでございます。

まず、共通項目でございますが、財産の取り扱いにつきましては、それぞれの市町村が所有いたします、土地、建物、債権債務、基金等は、新市に引き継ぎます。財産区有財産は、原則として、そのまま、財産区有財産として存続させます。使用料、手数料の取扱いですが、これは住民生活に密接に関係いたしますので、円滑な統一が図られるよう、十分調整いたします。給付等の取り扱いにつきましては、各種施策について行なっている給付等については、原則といたしまして、施設整備や、マンパワーの充実を中心とした、現物給付主義に改めてまいります。

8 ページをお願いします。総務関係のすり合わせ調整案でございます。行財政運営につきましては、新市において、事務改善・組織機構の見直し。職員の定員適正化等に努めるため、行政改革大綱を統合して見直し、具体的な数値目標と年限を定める。事務組織、機構の取り扱いにつきましては、本庁と、新支所、出先機関等の連絡調整が速やかにはかれるような組織機構を目指します。人事ですが、一般職の身分の取り扱いでございます。合併特例法第9 条第1 項の規定によりまして、職員は、新市の職員として身分を引き継ぎます。職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めます。給与につきましては、職員の処遇、及び給与の適正化の観点から調整をいたします。9 ページをお願いします。企画の関係ですが、コミュニティー施策ということで、中程にございますが、住民参加意識を高め、住民活動の高揚に資するため、新市の住民が交流し、融合が図られるような事業を推進します。

1 1 ページをお願いいたします。民生関係の調整方針でございます。窓口業務につきましては、総合窓口の設置や、申請手続きの簡素化に努め、窓口業務の充実を図ります。環境衛生事業でございますが、新市において速やかに、一般廃棄物処理計画を策定し、体制の充実化に努めます。1 2 ページをお願いします。ゴミの収集方法につきましては、処分及び、再生利用の方法に配慮し、統一的な体制の整備をします。

1 3 ページをお願いします。保健福祉関係ですが、福祉関係施策につきましては、原則として施設整備や、マンパワーの充実を中心とした現物給付主義に改めていくこととします。児童福祉事業でございますが、少子高齢化の進展に配慮し、子育てのし易い環境作りに努めます。児童福祉向上のために、児童館の建設を推進いたします。保育事業でございますが、保育料につきましては、新市発足時に統一を図ります。高齢者福祉事業でございますが、特別養護老人ホームの建設を推進いたしまして、待機者の解消に努めます。

15ページをお願いいたします。経済関係の調整方針案でございます。商工観光でございますけれども、魅力ある既存商店街の形成を支援するなど、地域に根ざした商業の活性化を図ります。観光資源の活用に努め、地域の歴史・文化資源等有機的に連させ、観光振興を図ります。地域の伝統・文化に根ざしたイベント等は、引き続き推進いたします。

16ページをお願いいたします。建設関係でございます。中部横断自動車道の早期開通は、21世紀の佐久地域発展に向けた最重要課題でございます。この建設促進に全力をあげて取り組み、併せてメディカル・ハイウェイ・オアシスを臼田町に設置し、救命救急センターを建設して、沿線の医療過疎地帯からの解消を図ります。17ページをお願いいたします。下水道企業でございますが、全戸水洗化を推進していきます。使用料、分担金の差異など、十分に検討し、制度の効率的な運用に努め、経営の安定化に向けた調整を行ないます。

18ページをお願いいたします。教育関係でございますけれども、学校教育事業といたしまして、通学区域の一部自由化と、学校教育施設の設備・充実を推進し児童生徒の教育環境の向上に努めます。以上事務事業のすり合わせ協議にあたりましては、この調整方針案に基づきまして、それぞれのすり合わせ協議を行なっていくこととなります。

資料1-3をお願いします。協議会へ提案する協議項目の区分でございます。4市町村で、事務事業のすり合わせが必要と思われる事業は、現在2,000項目を越えてございます。これらの事業の中には、比較的住民の皆さんに影響の小さい項目や、事務的な項目も含まれております。これから協議の効率化を進めるために、事業を2つに分類いたしまして、協議の効率化を図るものでございます。

項目分類に際しての基準をご覧頂きたいと思っております。まず1としまして、専門部会の協議を経まして、合併協議会で協議を行うもの。これをAといたします。この中には、住民生活に大きな影響を及ぼすと思われる事務事業、サービスの水準、補助金、給付額など、負担水準、使用料、手数料など、これらをAと分類いたします。次に2番といたしまして、専門部会で協議を行い、合併協議会で承認をいただくもの。これをBといたします。これは、住民の生活へ及ぼす影響が比較的少ないと思われる事務事業でございます。主に事務的な事業でございます。これをBといたします。2ページをお願いします。A、Bと区分によって、協議方法が異なります。すべての協議項目につきましては、AとBに専門部会で分類いたします。Aにつきましては、専門部会で事前協議を行いまして、幹事会で提案調書を作成いたします。その後、理事会を経まして、合併協議会へ提案しご協議を頂くものでございます。Bにつきましては、専門部会におきまして協議をいたしまして、その後幹事会に報告を致しまして、提案調書の作成をいたします。それから理事会を経まして、協議会の方へは、報告をして、承認をいただくものでございます。これらを2つに分けていきたいということでございます。以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か、ご質問等ございますでしょうか。なければ「合併協議項目の調整方針等」につきましては、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

<同意>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

基本的な協議事項について

- ・ 合併の方式
- ・ 新市の名称
- ・ 事務所の位置

三浦会長

次に、「基本的な協議事項」の3項目につきましてお諮りを申し上げます。

小林係長

事務局の小林です。よろしく申し上げます。私の方から基本的な協議事項につきましてご説明をさせていただきます。資料につきましては、2の1～3までになりますけれども、協議報告の調整方針でご説明いたしましたが、協議項目につきましては、原則といたしまして、提案した次の協議会におきましてご承認をいただくわけですが、今回お諮りいたします基本項目につきましては、他の協議項目の調整案の作成に影響を及ぼす項目になっておりますので、今回の協議会でご審議をお願いいたします。それでは、資料2の1～3までを一括でご説明させていただきます。

初めに、協議項目「合併の方式」でございます。調整案、新設合併とするというものでございます。新設合併というのは、一般に言われております対等合併というものでございます。こちらにつきましては第3回任意合併協議会で承認をいただいている事項でございます。参考といたしまして、合併の方式、新設合併と、編入合併を比較して載せてありますけれども、新設合併につきまして簡単にご説明いたします。初めに、法人格でございますが、こちらにつきましては、合併によりまして、現在の4市町村が消滅をいたしまして、新しい市が誕生するというものでございます。

議会議員の取り扱いでございますけれども、原則といたしまして、4市町村の議会議員が身分を失います。そして、議員定数、4市町村の場合は、自治法では、34人以内になります。この議員定数に基づきまして、議員選挙を行なうこととなります。ただ、議会議員の取り扱いにつきましては、特例がございまして、4市町村の協議によりまして、次のいずれかを選択することができます。1番といたしまして、定数特例でございますが、設置選挙に限り法定数の2倍まで増員ができます。4市町村の場合は、34人以内ですので、 34×2 ということで最大68人まで増員することができます。2番で、在任特例でございますけれども、4市町村の議会議員、現在75名いらっしゃいますが、合併後、2年以内の間、在任できるという特例がございまして、次に、農業委員会の委員さんの取り扱いでございますけれども、原則として、4市町村の委員さんは、身分を失います。ただ、特例といたしまして、選挙による委員は、10～80名の範囲で、1年の間在任できるという特例があります。

特別職の取り扱いですが、こちらにつきましては、4市町村の特別職は、全て失職となります。新しい市の市長は、選挙で選出されまして、助役、収入役を新たに任命することになります。以上が、「合併の方式」でございます。

つづきまして、資料2 2をご覧頂きたいと思っております。協議項目、「新市の名称」でございます。調

整案でございますが、佐久市とする。というものでございます。新市の名称につきましては、先々の混乱を避け合併の協議をスムーズに進めるためにも、早い段階で方針を打ち出すことが必要という共通認識から合意されたものでございまして、14年8月26日に調印が執り行われました任意合併協議会設立時の合意書によりまして、合意されている事項でございます。参考といたしまして、その合意書の抜粋を記載してあります。一番下でございますが、佐久市とした理由ですが、1といたしまして、北佐久郡、南佐久郡・佐久市の合併であるということ。2といたしまして、佐久という名称が、県歌「信濃の国」の歌詞にあるように地域の総称として一般的であると共に、全国的に知名度が高いということ。3といたしまして、国、県等の出先機関など、官公庁の多くが、佐久という名称を使用しているということ。4としまして、佐久地域の玄関であります新幹線「佐久平駅」と、上信越自動車道「佐久インターチェンジ」の所在地である、ということでございます。

続きまして、資料2-3をご覧くださいと思います。協議項目、「事務所の位置」でございます。調整案でございますが、新市の事務所の位置は、佐久市大字中込3056番地とする。というものでございます。こちらにつきましては、第7回の任意合併協議会で承認をいただいている事項でございます。調整案の内容でございますけれども、事務所の位置につきましては、住民の皆さんの利便性の観点から、現在の佐久市役所の位置とするというものでございます。2番といたしまして、合併に伴う新庁舎の建設は行わず、現在の庁舎の増改築等により対応するというものでございます。3番でございますが、現在の臼田町役場、浅科村役場、望月町役場につきましては、必要な機能を有した地方自治法第155条により支所とするというものでございます。その内容につきましては、協議事項、「組織機構の取り扱い」におきまして、第11回の任意合併協議会にて承認されております、“総合支所的な位置付け”という考え方に基きまして調整する。4番でございますが、佐久市における現在の浅間支所、野沢支所、中込支所、東支所、望月町における現在の春日支所につきましては、地方自治法第155条による出張所といたします。一番下の欄ですが、参考といたしまして、地方自治法の内容を記載してあります。以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、協議項目につきましては、原則として、提案をした次の協議会で協議・承認を行うことになっておりますが、この3項目につきましては、他の項目の協議に影響を及ぼす事項ですので、今回、ここでご承認をお願いしたいと思います。何か、ご意見等ございますでしょうか。

望月町 安井議会議長

望月町の安井です。

只今、ご説明を受けたわけでございますけれども、望月町は、ご存知のように、12月22日より参加させていただいたという観点から、事前に3市町村で、任協で決めていただいたものであり、私共としましては、尊重していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

三浦会長

他にございますか。なければ「合併の方式」「新市の名称」「事務所の位置」につきましては、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

<同意>

ありがとうございました。ご異議がございませんので、本案のとおりとさせていただきます。

新市建設計画策定方針について

三浦会長

次に、「新市建設計画策定方針」につきましてお諮りします。事務局より、説明をお願いします。

細谷係長

計画係の、細谷と申します。私のほうから、資料3 - 1にございます、新市建設計画策定（案）について、ご説明をさせていただきます。

資料3 - 1をご覧頂きたいと思いますが、新市建設計画を策定するにあたりまして、計画の意義、目的、計画策定における基本的考え方。計画の内容、策定の流れを明確に確認しておくことが、今後の協議会で新市建設計画を策定していただくにあたりまして、基本となろうかと思ひまして、方針を定めるものでございます。本日この協議会において、この策定方針が承認いただければ、この策定方針に基づいて、協議会において策定を進めていただくようになります。

それでは、策定方針の1ページをお願いいたします。(1)といたしまして、新市建設計画の意義と役割を書いてございます。この中で、公的な位置付けという項目の4行目に、新市建設計画の策定の意義が記してございます。新市建設計画は、合併関係市町村の住民や議会に対して、合併後の新市の将来像を示すものである、いわば、新市のマスタープランになるものである。それと同時に、合併により、国からさまざまな財政措置がございまして、特にその中でも、合併特例債というものがある訳でございまして、この、国・県等の財政支援措置は、この新市建設計画に基づき措置されるようになります。ということで、新市建設計画は重要な意義がございまして、なお、法的位置付けの下の部分に、なお、からの部分でございまして、合併特例法の第5条に、計画の目的等、計画にどのような内容をのせるかということが書いてございまして、一番上の部分でございまして、この新市建設計画は、合併特例法の中で、合併協議会において策定いただくと位置付けられておりまして、当協議会等の規約にも、合併協議会の会議において策定すると定められております。また、合併しますと、当然新市で、新市の基本的な計画であります総合計画が策定されるようになりますけれども、今回策定される新市建設計画は、総合計画にも尊重され、整合が図られるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。(2)といたしまして計画策定の基本方針とあります。この部分が、策定方針の中心部分でございまして、建設計画をどのような考え方で策定するかということについて述べてあります。この中では、任意合併協議会において策定されました新市建設計画構想を土台に、4市

町村による協議を経て、この新市建設計画を策定するとなっております。こうしたことから、新市建設計画の策定に際しては、新市建設計画構想における新市将来都市像“叡智と情熱が結ぶ21世紀の新たな文化発祥都市”を新市のまちづくりの目標として受け継ぎ、各分野における基本目標と主要プロジェクトを新市の施策の柱と位置付けると共に、これらを具体化するために、真に新市建設に資する事業を精査し、その実施時期や概算の事業費を織り込みながら、今後取り組むべき事項を明らかにするものとするものでございます。

次に、建設計画の計画期間でございますが、これにつきましては、合併後10年間を計画期間といたします。ただし、基本理念や将来像という部分につきましては、長期的な視点から20年に上がっておりますが、都市計画の中心となるものにつきましては、10カ年と期間を設定しております。そして、その10カ年を前期5カ年、後期5カ年ということで設定をするものでございます。つぎに3ページをお開き願います。新市建設計画の構想ということで、新市建設計画の全体の構成を示したものでございます。この構成につきましては、総務省の手引書、及び、いくつかの先行しております新市の新市建設計画を参考にいたしまして考えたものでございまして、1番の序論から、合併市町村の概況、主要指標の見通し、新市建設の基本方針、新市の建設計画の中の、特に建設計画となる部分でございます新市の施策、新市における県事業、公共施設の総合整備、財政計画という構成で、建設計画を作り上げていきたいと思っております。

次に4ページをお願いいたします。(5)でございますが、計画策定時の留意事項ということで、5点挙がっておりますが、策定方針の1ページにございました、計画の意義、計画の目的から、こういった点には留意をしていきたいということでございまして、でございますが、国県新市事業を明確にし、真に新市の計画に資する事業について合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とする。新市の一体性の速やかな確立を図るため、新市建設を推進するための基盤整備に係わる施策を優先する。

新市の均衡のある発展を念頭に、各地域に対する振興方策を盛り込むこととする、といった留意点を挙げております。

(6)につきましては、策定の体制をあらわしたのですが、次のページをめくっていただきますと、図面がございます。これは、ただいま策定しました方針に基づきまして作業が進むとした場合の策定作業の流れを図に示したのですが、ちょうど真中あたりでございますが、右から3つ目の欄、この部分についてだけ説明させていただきますが、新市建設計画の素案につきましては4市町村の企画担当者からなるプロジェクトで素案を作ります。これにつきまして協議会上げていきまして検討いただく流れでございます。図の中では1回のように見えますが、当然数回のご検討を頂き、修正や書き加えたり、そのような作業になるかと思えます。この作業が中心になるとお考えいただければと思えます。そして協議会で検討、修正を加えて最終的に策定段階になりましたら、県の方に協議をし、ご了承いただければ、県知事・国に申請し、承認されますと、新市建設計画として策定が終わるということでございます。流れといたしましては、この作業を全体のスケジュールの中から、5月末頃には終りたいと思えます。

次に、資料3-2でございますが、これにつきましては、策定方針が新市建設計画構想に基づき、建設計画を策定するとなっておりますので、新市建設計画の概要を改めてまとめたものでございます。左側の丸に囲まれた、時代背景、地域背景から、新市建設の基本理念、新市の将来像・基本目標という形で流れておりますが、この時代背景、地域背景につきましては、合併し誕生する市が、どういう状況に

おかれているかということをお示ししてあります。合併につきましては、単に、それぞれの市町村の現状が厳しい。そういう中の現状維持の合併ではなくて、改めて、4つの市町村が合併し、佐久地域における新しいまちづくりを進めるということで、将来計画を考えていくという部分でございます。

建設計画の基本理念につきましては、合併するそれぞれの4市町村には、それぞれの歴史文化、特徴あるまちづくりがありますが、こういったものが結びつくことによって、誕生します新市は、より結びつきを強めることによって21世紀の新たな文化発祥の大地になるということ。その基本は、人のつながり、町をつなぐという風に考えて示しております。そういう中で、新市の将来像としましては、基本の策定方針にもありましたように“叡智と情熱が結ぶ21世紀の新たな文化発祥都市”を目指すという趣意を込めて示しております。この将来像を、具体的に示したものが、四角で囲った10万都市、100万経済圏の拠点となる、あるいは、水、太陽、緑がありなす詩情あふれるまちを目指す、あるいは、温かみと豊かさのある空間の町を目指す、あるいは、伝統と創造の文化のまちを目指すとなっております。その下の基本目標につきましては、将来像を実現するための施策として6つの施策を掲げたものです。

次のページをお願いします。新しいまちのイメージ図ということをお示ししました。構想の概念を基に、これからの新市の将来像をイメージとして示したものでございます。基本的には、人のつながりまちのつながりという結びつきを基本として、人と地域のつながりをどのように結びつけるかということで、高速交通網、高速道新幹線、中部横断道といった高速交通網の利便性を、新市のそれぞれの市域にどのような形でもたらすかという観点から、合併して誕生する新市のまちのイメージを示したものでございます。従いましてここにイラストで載っております施設等は、あくまでも、調整の方針等で打ち出された施設につきましてイメージとして入れてありますので、今後協議会に於いて策定されます建設計画の中で明確になっていくという点だけご理解の上、イメージとして捉えていただければありがたいと思います。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

「新市建設計画策定方針」につきましては、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

< 同意 >

新市の財源推計について

三浦会長

次に、「新市の財源推計」につきましてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

細谷係長

それでは、続きまして、資料4をご覧くださいと思います。新市の財源推計ということで、財源方針をお示しするわけですが、これにつきましては、今後、協議会において建設計画を策定していただくに

あたりまして、新市が、どの程度の財源を確保できるかということをご承知していただいた上で、今後、建設計画を検討いただくという意味でお示しするものでございます。

2ページをご覧頂きたいと思いますが、(2)推計の方法がございまして、この推計は、新市が自らその使い道を決めることができる、一般財源ベースでの推計になってございます。従いまして、この財源推計は、10年間でどの位財源を確保できるかという観点から推計をしておりますので、新市の財源規模、いわゆる予算決算額を示すものではないことだけ、ご理解いただければと思います。(3)推計の条件ですが、こういった条件ということで、基本的事項をの歳入の、例えば地方交付税の交付税は、こういった条件で見込んでいますとなっております。一番下の、合併特例債の取り扱いですが、これにつきましては通常は、借金ではございますが、こういった交付税の算入や、返す額を、既に見込んでおりますので、一般財源と同じように扱うようにしてありますという風になっております。

1ページでございますが(1)の新市の財源推計でございますが、平成17年度から26年度間での10年間の、建設充当財源は、次のとおりになりますと謳ってございます。一般財源でございますが、この10年間の一般財源の中では、240億円を推計しております。合併特例債でございますが、これは、10年間で4市町村が、借りの事のできる限度額で設定をしております、356億円かかります。この2つを加えたが、新市が、今後10年間で事業に充てることできるとして596億円、約600億円と財源を推計しております。なお、財源推計につきましては、条件によって変動することがあります。特に、地方財政制度の経済状況からたぶんに変動が見込まれますので、今後の社会情勢の変化によって、推計も変わるということをご理解願いたいと思います。

3ページをお願いいたします。この財源推計をするにあたりまして、歳出の部分で、やはり、合併による経費の削減を見込んでおります。その削減をどのように見込んでいるかということ、別紙で効率化による経費削減の試算ということでその部分を明らかにしたものでございます。1番に、合併の財政効果ということで、4市町村で人件費として1,092百万、物件費297百万、補助費等545百万、繰り出し金151百万、合計2,085百万の削減を、財源推計の中では、考えております。次に、2番ですが、推計の条件としてはこの試算は、15年度の予算額によるもので、予算の方で推計している点をご理解いただきたいと思います。その中で、3番の試算の内訳以降、それぞれ算出根拠を示してあります。例えば、(3)の職員でございますが、4市町村の職員の合計数は、予算書上838人でございます。合併後の人数は、735人で、この設定は、注意欄にもございますように、仮定として類似団体10万規模の都市の、平均的な職員数を735名ということで設定しております。従いまして、この設定については、調整の方針のところにもございましたように、新市が定員管理をどうやっていくかによって変わるわけでございますが、財源推計の中では、類似団体の職員数まで削減するという設定で見込んでおります。右側が、その費用でございますが、現在の4市町村の、一般財源での人件費というのは、5,841百万円あるわけですが、合併後は5,123百万円ということで、現時点で推計しますと、718百万円の削減ができるということで推計しております。以上が経費削減の試算でございますが、この2,085百万につきましては、合併して、直ちにこの額に達するというわけではございません。当然、職員の削減、その他の経費の削減も、住民の皆様に影響がないように削減されていきますので、この削減期間を設けておりますので、その削減が、全て完了する段階で2,085百万円という推計になっております。今回お示しました、一般財源2,400百万円という財源推計の中では、概ね6年に削減が完了するというような考えを基に推計してお

ります。以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より「新市の財源推計」の説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

<同意>

ご異議がございませんので、本案の とおりといたします。

以上で、「協議事項」につきましては、審議が終了いたしました。

(2) 報告事項

平成15年度任意合併協議会歳入歳出決算の報告について

三浦会長

続きまして、次第(2)報告事項に入ります。

「平成15年度任意合併協議会歳入歳出決算の報告」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

小林係長

それでは資料をご覧ください。

任意合併協議会の平成15年度決算でございますけれども、昨年12月6日に開催されました、任意合併協議会におきまして、予算の補正を行わずに、決算及び精査を行なうということで、ご了解をいただいております。予算額と比べまして、過不足額等が大きくなってはおりますが、予算の補正を行っていないということで、ご理解をお願いいたします。また、平成15年4月1日から12月22日までの内容でございますけれども、決算にあたりましては、御代田町の脱会した9月26日までの経費と、それ以降の経費を明確にして、精算を行ないました。それでは内容をご説明いたします。上段に、歳入、歳出の合計とありますけれども、こちらにつきましては、既に各市町村への精算が済んでおりますので、歳入歳出とも9,279,448円でございます。歳入でございますが、4市町村の負担金ですが、各市町村の残額、8,459,918円でございます。説明欄にございます各市町村の負担金につきましては、各市町村に精算をした後の最終の残額になっております。また、精算方法につきましては、後ほど説明をいたします。繰越金でございますけれども、819,467円。諸収入63円で歳入の合計になっております。歳出でございますけれども、運営費の報酬等でございますが、こちらにつきましては、決算額556,890円。内容につきましては、協議会委員、構想策定委員の報酬及び費用弁償になっております。会議費でございますけれども、326,537円でございます。こちらにつきましては、協議会のモニター設置等、会議のお茶代になっております。事務費でございますけれども、2,474,861円でございますが、臨時職員賃金につきましては、1名分でございます。旅費につきましては、職員の先進地視察また、県庁での会議等の旅

費でございます。需要費でございますが、こちらにつきましては、消耗品、コピー代等でございます。役務費でございますけれども、こちらにつきましては、郵便料と、住民の皆様を対象とした、施設見学会の障害保険料でございます。使用料につきましては、出張時の有料道路代でございます。事業費でございますが、事業推進費といたしまして、5,921,160 円でございますが、広報印刷代でございますけれども、こちらにつきましては、協議会日より 10 回分でございます。啓発用パンフレット作成費でございますけれども、こちらにつきましては、昨年の 8 月下旬に全戸配布いたしましたパンフレット 4 万部でございます。新市建設計画構想策定経費が 0 ということになっておりますが、こちらにつきましては、構想の完全版を 300 冊作成の予定でしたけれども、御代田町の脱会により、作成はいたしませんでした。予備費につきましては決算額 0 となっております。歳出歳入とも、9,279,448 円となっております。

2 ページをご覧頂きたいと思います。こちらにつきましては、構成市町村への精算方法のご説明でございます。1 番でございますけれども、基本的な考え方としまして、4 月 1 日から 9 月 26 日が佐久市・臼田町・浅科村・御代田町任意合併協議会。9 月 27 日から 12 月 22 日が、佐久市・臼田町・浅科村任意合併協議会でございます。会計の残額の精算につきましては、御代田町と、佐久市、臼田町、浅科村は別に考えました。2 番の、精算の具体的な方法ですけれども、決算にあたりましては、9 月 26 日までの 4 市町村分、9 月 27 日からの 3 市町村分、それぞれの期間の支出を明確にいたしまして、規約に基づきまして残額は負担金の負担割合により精算いたしました。

初めに御代田町分の精算ですけれども、9 月 26 日時点の収入総額から、御代田町の負担割合に応じた金額を算出いたしました。同じく、支出総額から御代田町分の金額を算出いたしました。右側に、その数字が記載されております。また、御代田町分の収入金額から支出金額を差し引いた金額が、この時点ではまだ使用していない御代田町分の残額になるということでこの金額につきまして、御代田町に戻し入れ精算いたしました。そして、3 市町村分の精算でございますが、12 月 22 日の決算残額から御代田町への精算額を除いて、その残額を 3 市町村の実質負担割合により精算をいたしました。

次ページお願いいたします。A3 の右側の決算額でございますけれども、歳入の負担金につきましては、精算前の額を記載してあります。ですから、歳入の合計が、先ほどの決算額より多くなっておりますけれども、一番下にある差額が、各市町村に精算をした金額になっております。歳出につきましては、先ほど項目ごとにご説明をいたしましたが、9 月 26 日までと、9 月 27 日以降ということで、それぞれの支出の金額を明らかにしまして 9 月 26 日までの支出の金額は、7,951,933 円。9 月 27 日以降につきましては、1,327,515 円となっております。次のページをご覧いただきたいと思います。こちらが精算の細かな説明資料でございますけれども、御代田町分の算出ですけれども、歳入につきましては、15 年度の負担金と、繰越金、諸収入を含めまして、それぞれ規約に基づく負担金割合で、各市町村の負担した金額を歳入で明らかにしております。また、歳出につきましては、先ほど前のページでご説明いたしました 9 月 26 日の支払額、こちらにつきましては各市町村の負担割合で按分してございます。こちらの差額、御代田町の精算金につきましては、歳入 2,248,711 円から、歳出 1,510,867 円を差し引いた、737,844 円が御代田町へ精算する分となります。3 市町村への算出でございますけれども、こちらにつきましては、前ページの歳入 11,819,530 円から、歳出決算額の総額 9,279,448 円を引いた最終残額 2,540,082 円から、にございました御代田町の精算分 737,844 円を差し引きまして、1,802,238 円こち

らにつきまして3市町村の平成15年の負担金額から、実質負担割合を算出いたしまして、それぞれの精算金を算出しております。でございますけれども、それぞれから、佐久市、臼田町、浅科村、御代田町のそれぞれの精算金になっております。また、精算にあたりましては、御代田町に対しまして、内容の説明をいたしまして、了解を頂いております。以上でございます。

三浦会長

続きまして、5ページに監査結果報告書がございますので、監事さんより監査報告をお願いいたします。

角田委員さんお願いいたします。

角田委員

監査の結果をご報告申し上げます。只今事務局からの細部についての説明がありましたが、報告書どおり、臼田町、浅科村、佐久市の3市町村の任意合併協議会の決算でございますけれども、預金通帳並びに、関係書類を職員立会いの中で、調査いたしました結果、適正な処理をされたということでありました。なお、この案件につきましては、2月18日に臼田町の田嶋監事さんと共に監査をいたしました。なお、只今、事務局から説明がございましたように、任意合併協議会から離脱いたしました御代田町につきましては、9月26日を基準に精算し、御代田町に報告し、了承したということでしたので、これらについても、適正だということを確認しました。

三浦会長

ありがとうございました。

決算につきまして説明及び監査報告がありましたが、何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。なければ、「平成15年度任意合併協議会歳入歳出決算」につきましては、報告のとおりといたします。

<同意>

市町村合併に伴う新市例規に関する法規審査委員会設置要領について

続きまして、「市町村合併に伴う新市例規に関する法規審査委員会設置要領」につきまして、事務局より説明をお願いします。

佐藤係長

資料6をお願いいたします。

新市発足の準備の一つといたしまして、新市の条例等、例規の整備作業というものがあります。事務事業の調整結果に基づきまして、新市の例規立案、策定を進めていく予定としてございます。その作業にあたりまして、例規班の審査をする組織としまして、こちらの法規審査委員会を設置し、そこで審査をお願いしていくという内容でございます。こちらの要領につきまして、2月24日に制定をしているも

のでございます。その審査事項につきましては、第2条にございますとおり、新市の例規に関すること、その他、協議会の会長が審査を命じた事項に関するものを審査するものとしてございます。

委員の皆様につきましては、2ページをご覧頂きたいと思います。4市町村の助役の皆様、法規担当の部課長の皆様、合併協議会の幹事の皆様で構成がされております。審査を進めていただくわけですが、その結果についてでございます。第7条に審査の結果ということで、委員会は、審査を終了したときはその結果に基づいて協議会の会長に報告するものとするとしてございます。この法規審査委員会の下に法規審査班をおけるとしておりまして、現在のこの3ページにございます、4市町村の例規を担当している係長の皆さんまで組織をしたいということで、事務作業を進めているところでございます。設置要領につきましては、以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。なければ、「法規審査委員会設置要領」につきましては、報告のとおりといたします。

4. その他

三浦会長

次に、次第の4「その他」ですが、事務局より何かありますか。

<なし>

三浦会長

委員の皆様より、何かございますでしょうか。

なければ、皆様方にお配りしてあります、望月日報をご覧ください。これは、合併に反対している望月町の議員さんがお配りになったようですが、このチラシを見ますと、「合併協議の8割が終っている」と書かれてございますが、今日から協議が始まったところなのに、もう8割終っているとは、どこから出てきたのでしょうか。事務事業のすり合わせは、事務レベルで毎日協議しているところでございます。事業のすり合わせは、協議会で協議して初めて決めるものでございますので、ご理解をよろしくお願いたします。佐久市と合併するとサービスが低下する例が示されております。行政サービスの比較は、全体を見て判断していただきたい。たとえば、子育て支援施策を見ましても、「学童クラブや、子育て支援センターがなくなる」と書いてありますが、それに変わる事業が、名前を変えてあるわけでございます。佐久市の子育て支援メニューは100ありまして、もっと、正確な情報を出して頂きたいと思いません。特にこれは議員さんが出しているものでございます。

もう一つ、「国は、地方交付税の削減を小さい自治体に押し付けている」とありますが、地方交付税は、削減されない方がいいに決っているが、これが現実なんですよね。このまま、毎年交付税を削減されていくと、17・18年度の予算が組めない町や村が出てくる。だから、合併という問題が起きているのですが、その辺が判っていないようです。国の方では、まだまだ、地方の効率化が進んでいないと見ているわけでございます。これからの地方自治体は、もっと効率化を図らないと、やっていけなくな

と思いますが、行政の効率化を進めて、皆様への行政サービスが、できるだけ減らないようにということが、市町村合併の目的の一つでございますので、よろしく願いいたします。これから協議が進むにつれまして、いろんな課題が出てくると思います。事業のすり合わせは、全体を見てご判断いただくようお願いいたします。参考までに申し上げます。

5. 閉 会

三浦会長

皆様何かございますでしょうか。なければ、本日の協議事項は、全て終了いたしました。それでは、以上をもちまして第2回合併協議会を閉会いたします。ご苦労様でした。